

# 著作権等の権利関連団体における情報管理のあり方

【報告書】

平成16年4月14日

デジタル時代の著作権協議会  
著作権ビジネス研究会

---

## 本報告書について

デジタル化、ネットワーク化時代に則した著作権及び著作隣接権の保護と公正な利用を促進し、併せて研究成果の公開により著作権思想の普及に寄与することを目的とする、デジタル時代の著作権協議会（Conference on Copyright for Digital Millennium: 略称CCD）は、2002年4月、著作権ビジネスの動向や可能性、そこでのコンテンツ取引のあり方などを検討するため、著作権ビジネス研究会を立ち上げた。

そして、2003年9月より、2004年3月までの間、同研究会内に権利情報共有ワーキンググループ（WG）を設置し、権利情報・コンテンツ情報の公開・共有化について集中的に検討を行った。

検討にあたってはCCDの会員団体を中心に2003年10月にアンケート調査やヒアリングを行ない、権利者団体等における情報管理の実態を把握するとともに、コンテンツ流通の促進を図るうえで権利者団体・コンテンツホルダー自らがどのように権利情報・コンテンツ情報を整備・充実させていくかということについて、現場の視点での議論を重ねてきた。

本報告書は、本WGの議論において顕在化してきた方向性・課題を踏まえ、権利者団体・コンテンツホルダーの提言としてまとめたものであり、この提言が今後のコンテンツ流通の促進に資することを願うものである。

デジタル時代の著作権協議会  
著作権ビジネス研究会

主査 菅原 瑞夫

# 目次

---

1. コンテンツ流通の課題	3
2. コンテンツ流通における情報の整理	9
3. 権利者IDの検討例	23
4. 提言	30

---

# 1. コンテンツ流通の課題

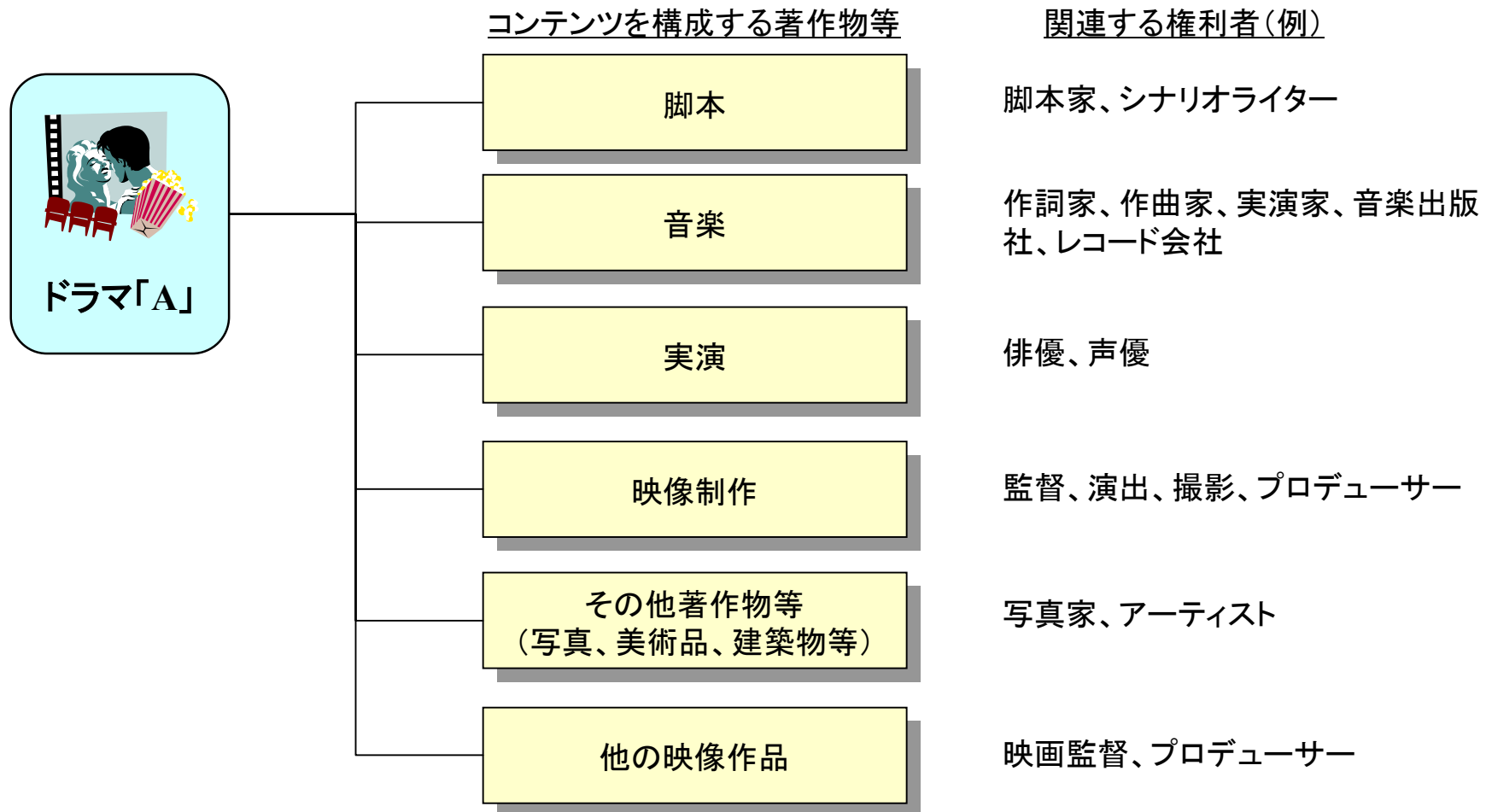
## 多様なコンテンツとその流通形態

- 映像作品や音楽、文芸作品あるいは写真や美術といった多様なコンテンツが、消費者にとって魅力あるモノとして流通している。
- このコンテンツ流通では、オリジナルの利用にとどまらず、多様な二次利用、複製など多様な流通形態がある。

コンテンツの種類	オリジナルの利用形態	多様な流通形態
音楽	生演奏 録音演奏 プログラム演奏	CD販売 テレビ／ラジオ放送 インターネット配信、着メロ、着うた
映画	映画上映	ビデオ販売、DVD販売 テレビ放送 インターネット配信
テレビドラマ	テレビ放送	ビデオ販売、DVD販売 インターネット配信
文芸作品	書籍	ドラマ、映画等の原作としての利用、インターネット配信
写真	オリジナルプリント、写真集	広告物等での利用 デジタル写真のインターネット配信
美術	絵画等の作品販売	書籍、映像作品での利用 デジタル写真でのインターネット配信

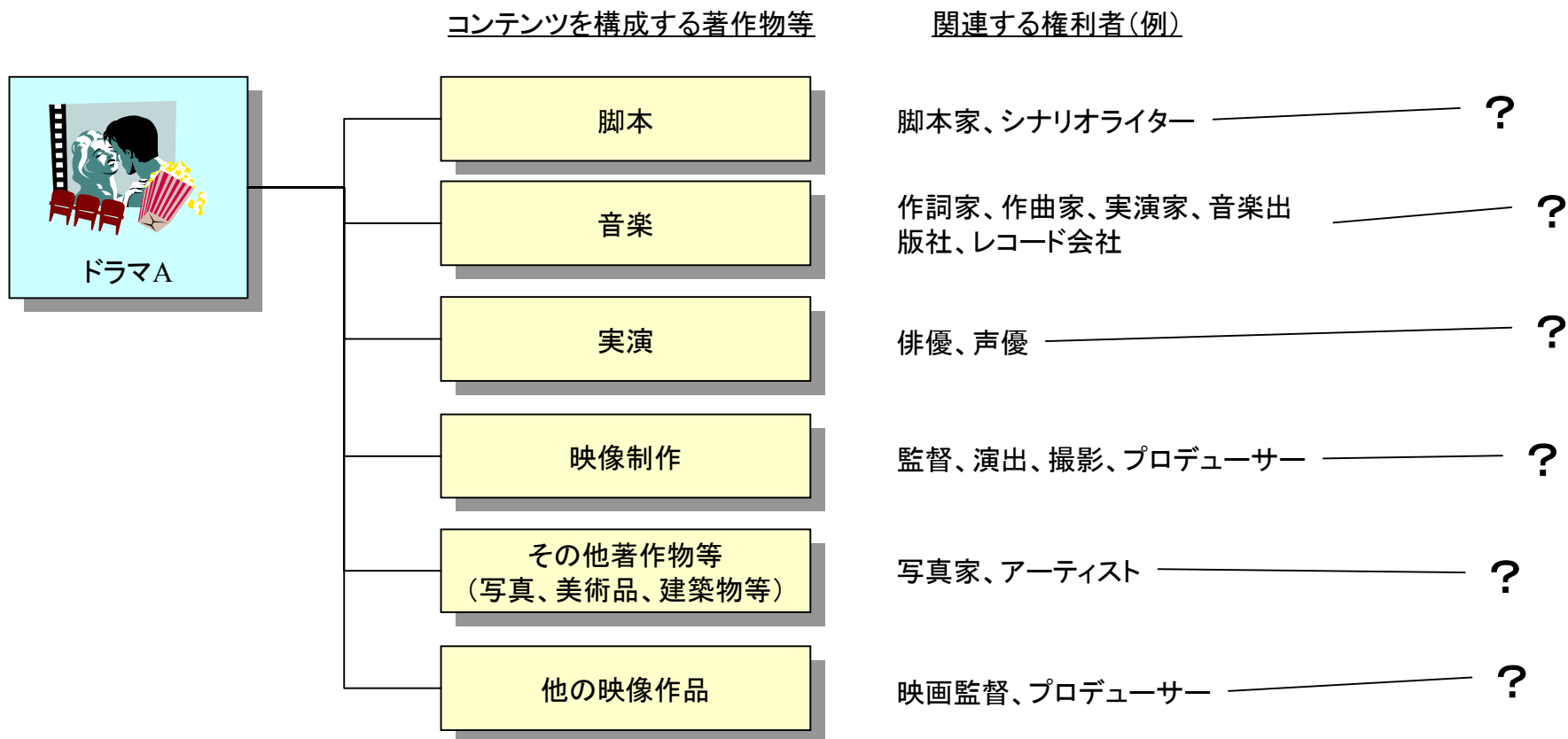
# コンテンツに関わる多様な作品と権利者

- コンテンツは一人または1法人がすべての権利を保有する場合もあるが、多くの場合は多様な著作物を利用したり、多くの関係者が共同することにより、幅広い分野の多様な権利者が関わってくる。



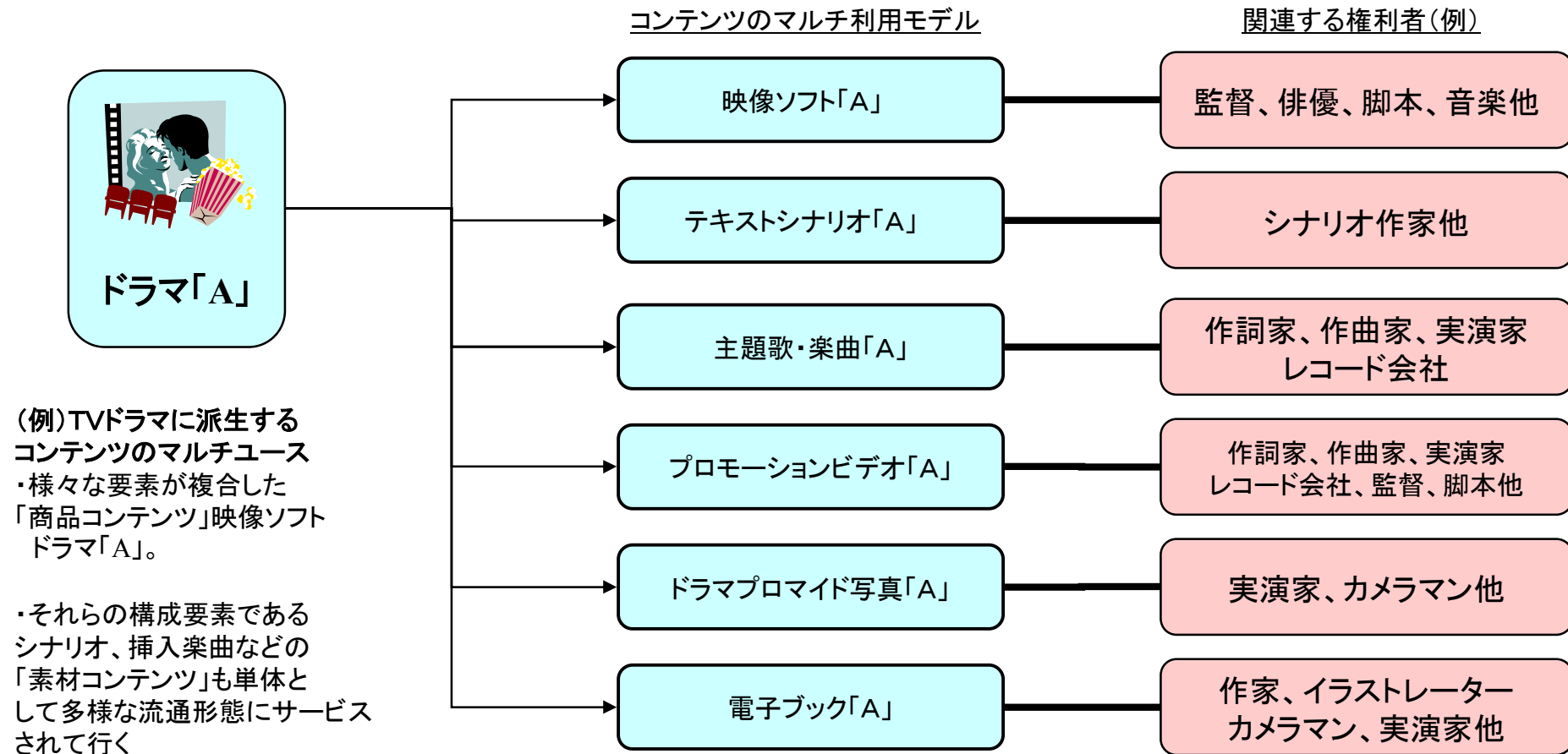
# コンテンツの権利処理における課題

- コンテンツの二次利用をおこなうためには、これら多様な権利者の許諾を得ることが必要となる。
- しかしながら権利者(脚本家、作詞家、作曲家、監督、出演者等)の氏名までは把握できても、許諾を得るためにどこに連絡したらいいのかが分からないケースがあり、せつかくのコンテンツが利用できなかったり、権利処理のための労力が膨大になってしまうという課題が上がっている。



# コンテンツのマルチ利用における利用許諾の必要性

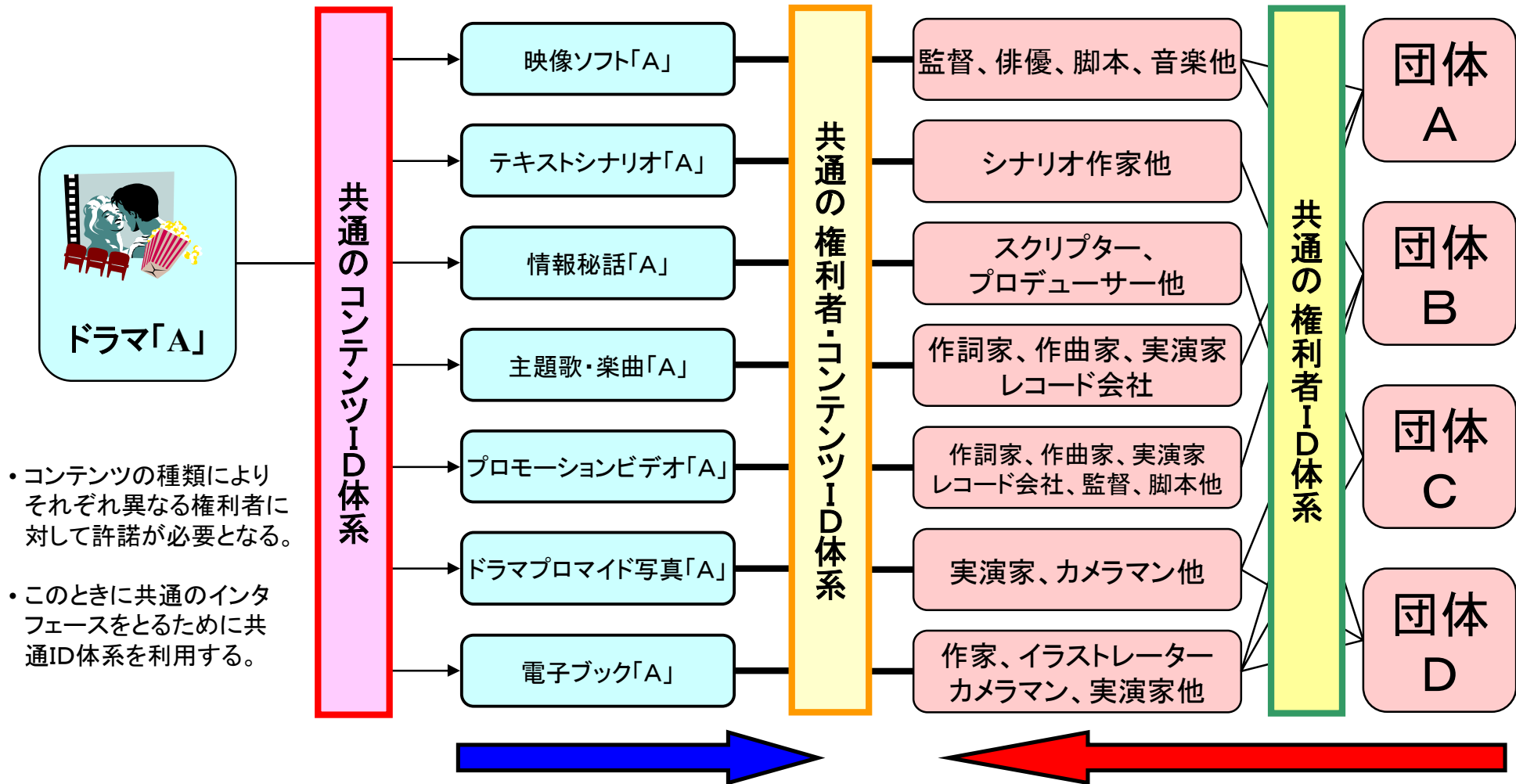
- 更に、コンテンツはそのままの形態で二次利用されるほか、それぞれの素材コンテンツが独立して利用されたり、メディアミックスとして多様な流通形態に対応した加工を受けて利用される場合がある。
- これらマルチなコンテンツ利用においては、下記の様な多様なコンテンツの形態に対して、それぞれに多様な権利者の承認を得ることが必要不可欠である。





# コンテンツID・権利者IDの共通化による課題の解決

- このような権利処理に関する課題を解決するため、権利者を管理する団体や権利者本人、そしてコンテンツ群に共通的なIDを付与することにより、そのIDに基づいて連絡先を容易に特定することが可能となる。



---

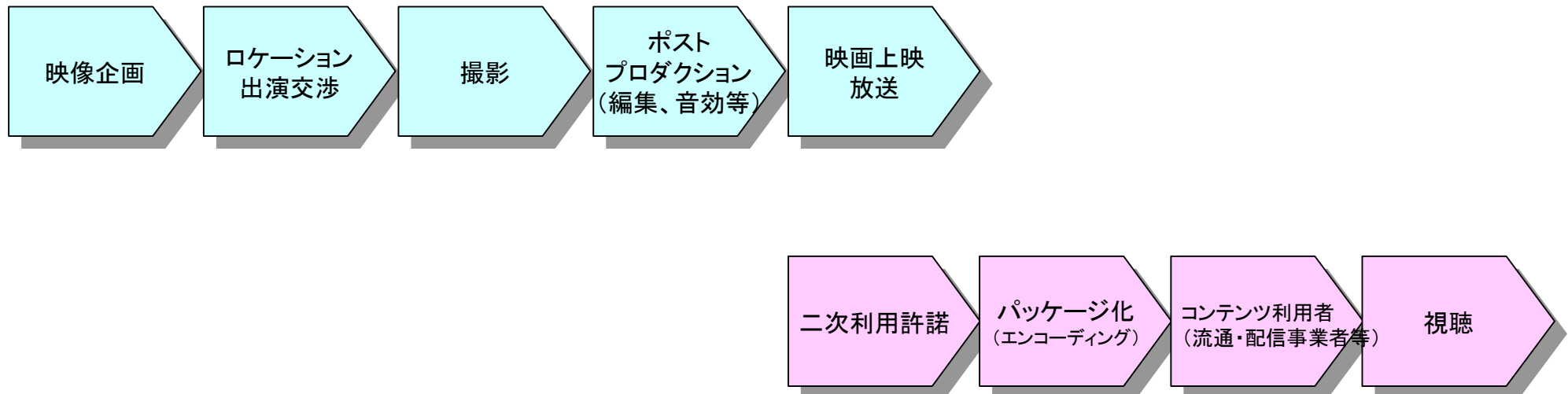
## 2. コンテンツ流通における情報の整理

## コンテンツ流通 流通モデル

---

- 例えば、映像作品のデジタルコンテンツ流通では、映画上映、テレビ放送等の一次利用のためのプロセスと、デジタル流通のプロセスに大別される。
- 現在は一次利用のためのプロセスとデジタル流通のためのプロセスが分離しており、一次利用では必要ない2次の権利処理をおこなったり、流通事業者へ提供するためのパッケージ化(エンコーディング)の作業が必要となる。

### 映像コンテンツの流通プロセス



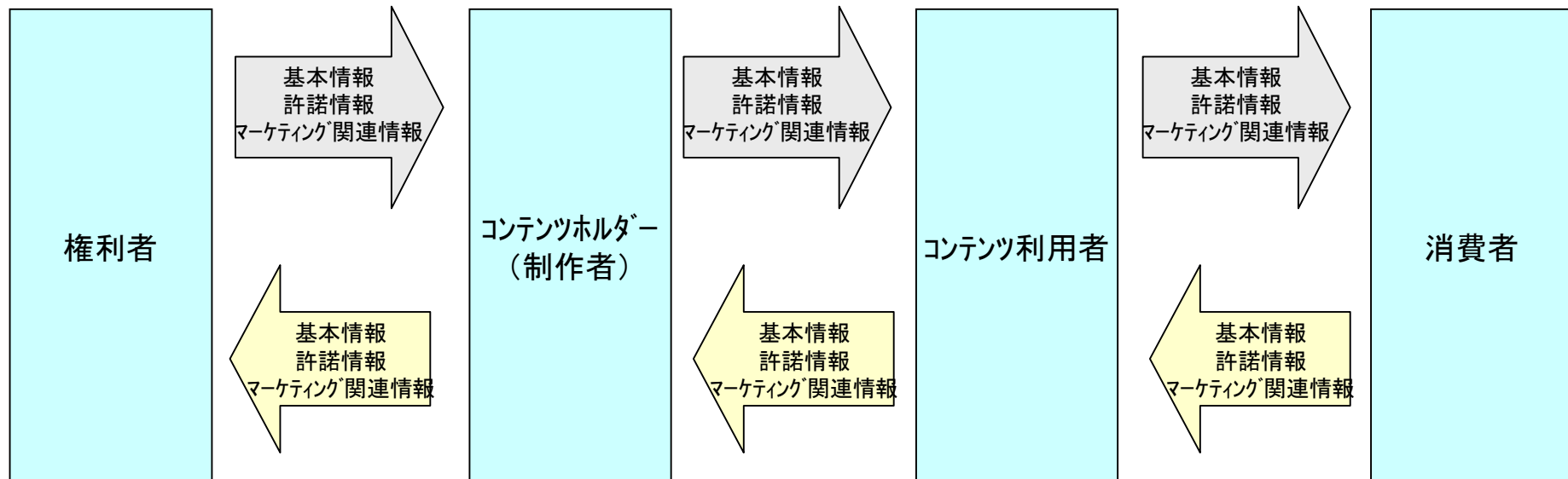
## コンテンツ流通 やり取りされる情報

情報流通主体	基本情報	許諾情報	マーケティング関連情報
権利者 → コンテンツホルダー	作品名 権利者名	利用条件(許諾料含む)	他作品紹介
コンテンツホルダー → コンテンツ利用者	作品名 コンテンツホルダー名 出演者名 スタッフ名	利用条件(許諾料含む)	他作品紹介
コンテンツ利用者 → 消費者	作品名 コンテンツ利用者名 出演者名 スタッフ名 作品説明情報(制作年度他)	利用条件(価格情報含む) 許諾の証	他作品紹介
コンテンツホルダー → 権利者	作品名 コンテンツホルダー名	利用実績	販売実績
コンテンツ利用者 → コンテンツホルダー	作品名 コンテンツ利用者名	利用実績	顧客属性
消費者 → コンテンツ利用者	作品名 消費者名	利用情報	消費者属性 嗜好情報

## コンテンツ流通 情報の流れ①

- 例えば、映像作品のデジタル流通では、権利者－コンテンツホルダー間、コンテンツホルダー－利用者間、利用者－消費者間のそれぞれで異なった情報が必要となり、また情報の種別により重要度も異なる。
- この中で、許諾申請をおこなうための権利者・権利団体情報の整備は遅れており、情報管理の推進が必要となっている。

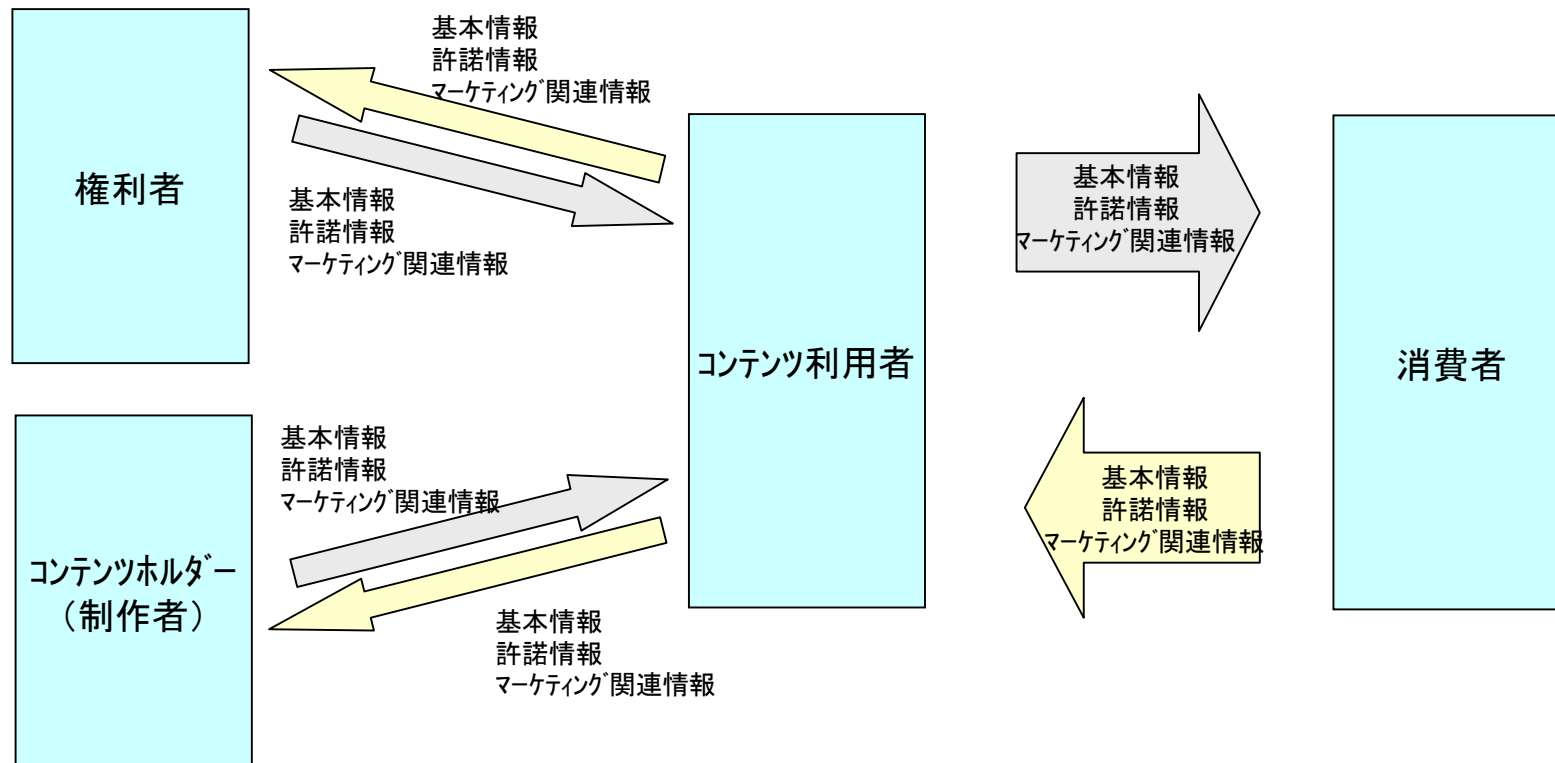
### 基本情報・許諾情報・マーケティング情報の流れ



## コンテンツ流通 情報の流れ②

- 今後、映像作品に限らず様々なコンテンツ流通において、著作権管理団体がコンテンツホルダーだけでなくコンテンツ利用者とも直接やり取りをおこなう流れも想定される。

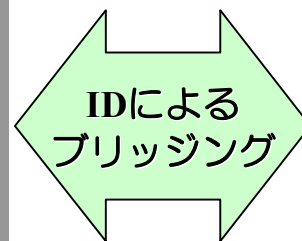
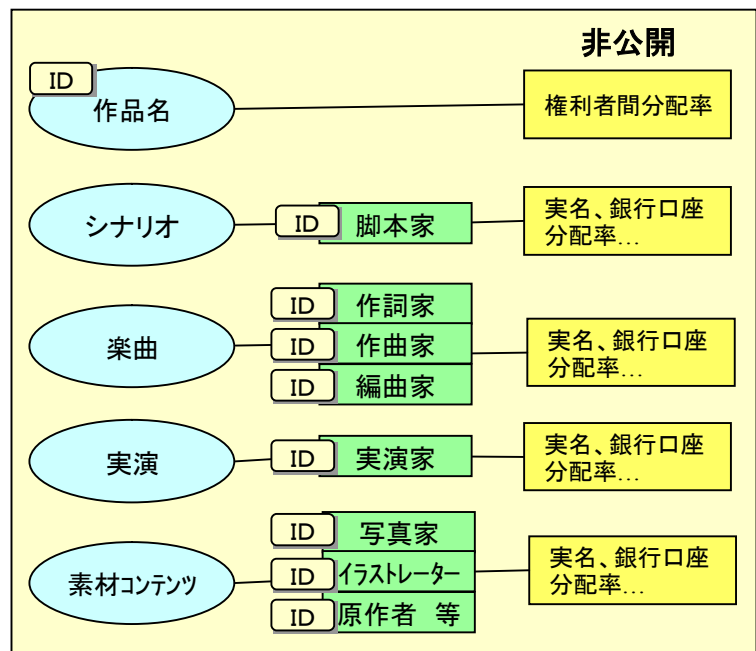
基本情報・許諾情報・マーケティング情報の流れ



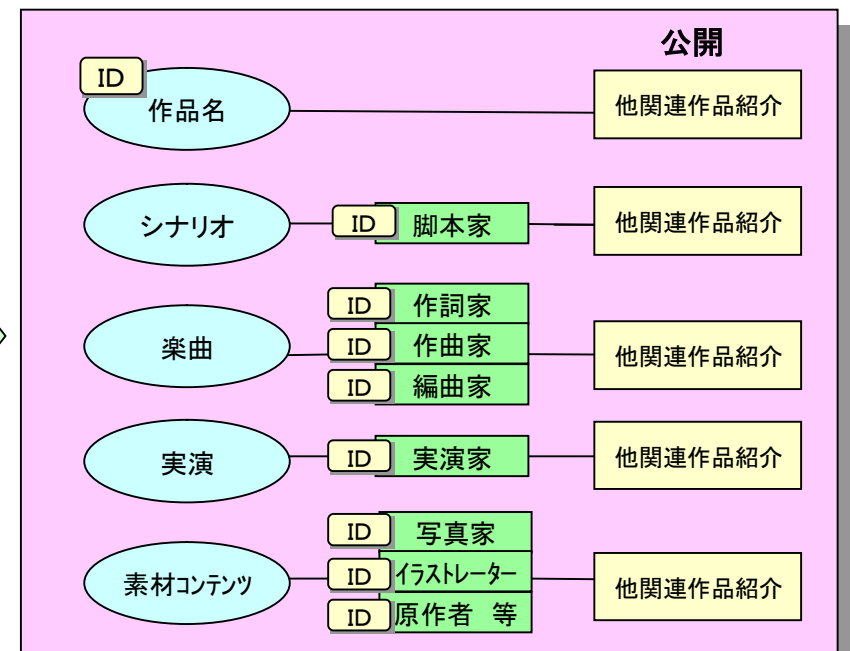
# コンテンツ流通のための情報整備の必要性

- 映像作品等のコンテンツには多様な権利者が関わっていることから、権利者本人の特定や報酬の支払いのための名簿情報の整備が求められている。
- この名簿情報はコンテンツホルダーと権利者の間のみで、契約等に必要の情報として共有されるもの(クローズド情報)として利用されるとともに、コンテンツホルダー—利用者間や利用者—消費者間ではコンテンツをより深く知るためのカタログ的信息(オープン情報)として必要とされる。
- このため、権利者に付与されたIDを紐付けの手段として、双方の情報の橋渡しをおこなうことが有効である。

権利系情報(基本的にクローズド情報)

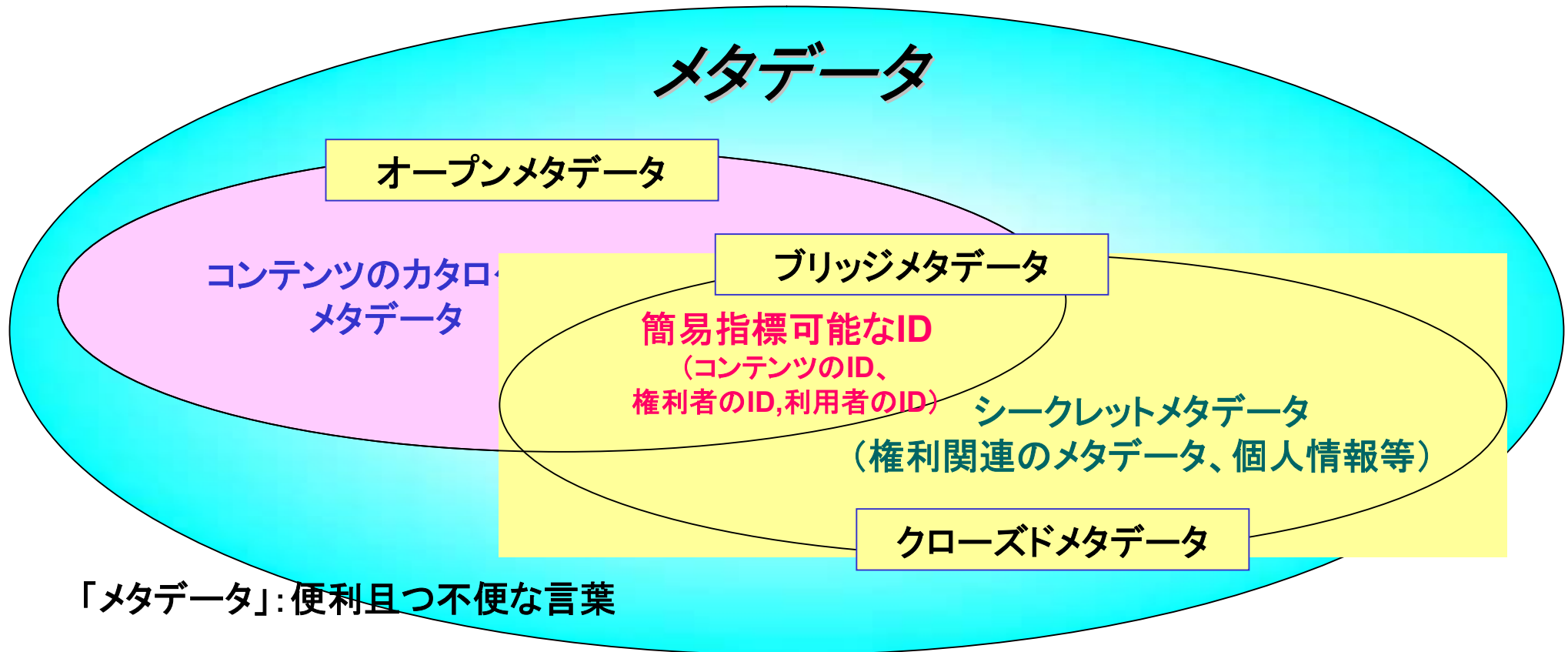


カタログ系情報(オープン情報)



## 情報整備手法としてのメタデータ

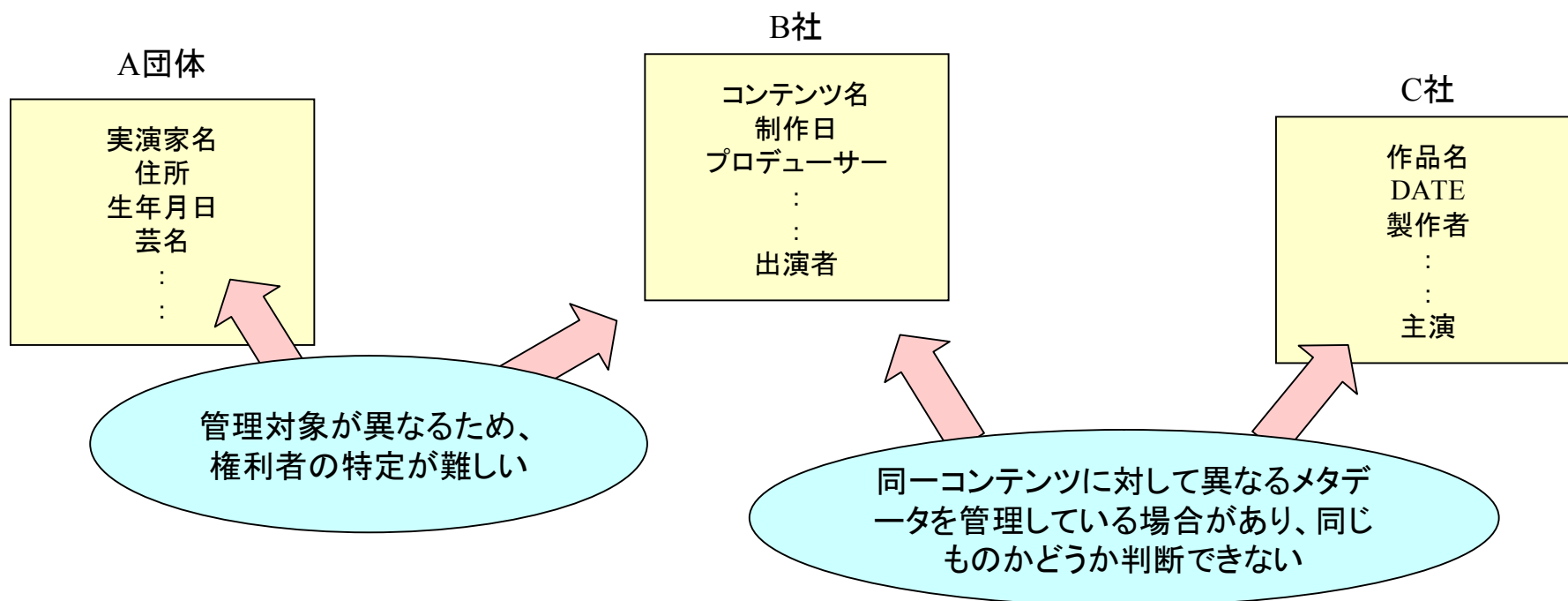
- それぞれのコンテンツの内容を説明したり、権利者を特定するために付加されたオープン情報、クローズド情報は、「メタデータ」と呼ばれる。
- このメタデータは、広く公開される「オープンメタデータ」と、取引をおこなう二者間でのみ共有される「クローズドメタデータ」に大別され、両者を一元的に管理するためのIDによって統合されている。





## メタデータ流通のための環境整備の必要性

- オープンメタデータやクローズドメタデータは、コンテンツホルダーや権利団体等がそれぞれ独自に管理している。このため、一足飛びにメタデータ体系の統一や標準化を図ることは難しい。
- このため、メタデータにアクセスしたい利用者が簡単に必要情報を入手できるよう、それぞれの団体・事業者が管理するメタデータ間の紐付けをおこなうことが必要となる。

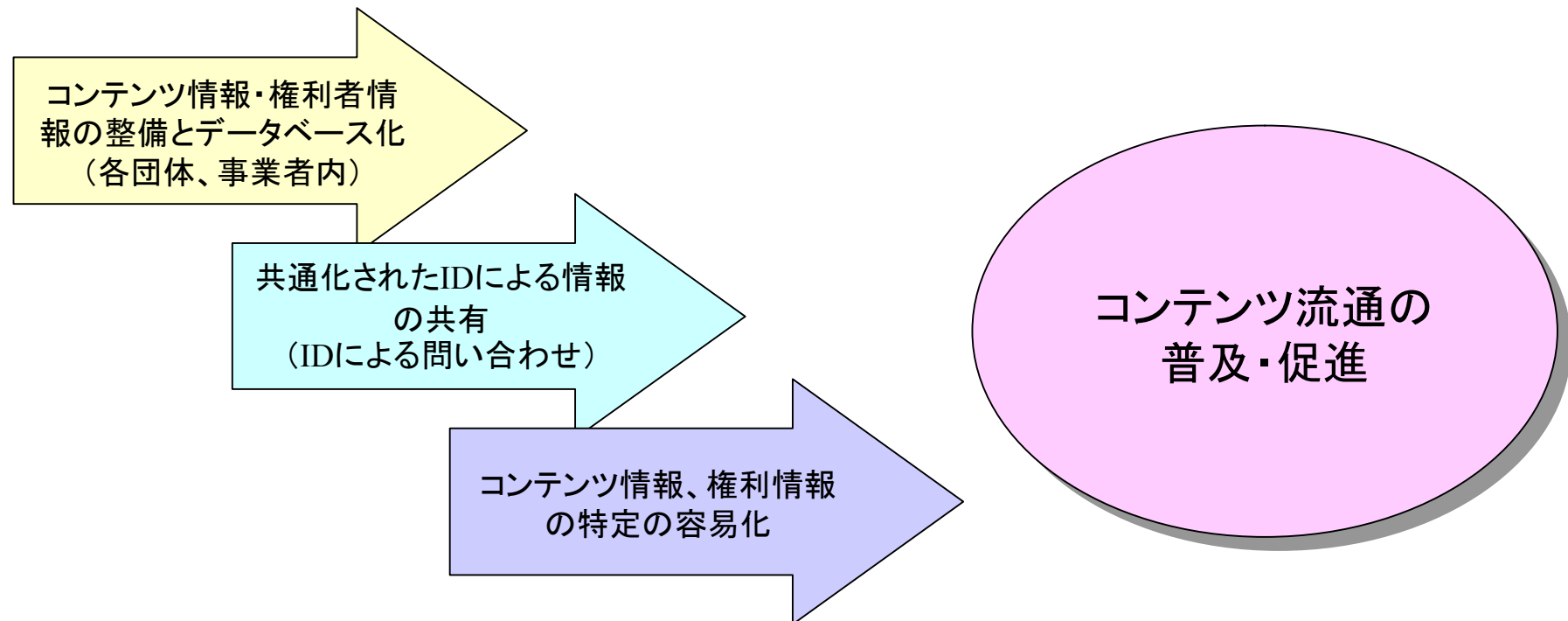


それぞれの団体・事業者が管理するメタデータに紐付けをおこなうことで、アクセスが容易になる

## メタデータ流通におけるID共通化の有用性

---

- 今後コンテンツ流通を促進していくためには、コンテンツや権利者に関するメタデータがきちんと管理され、データベース化されていくとともに、外部からアクセスできる仕組みが整備されていくことが求められる。
- このためには紐付けが必要であり、この工夫としては各団体や事業者の間で共通的に付与されるIDが有用と考えられる。



# IDの共通化に対するニーズ

---

- コンテンツ流通をおこなうためには権利者から許諾を得ることが必要であり、現在でも大きな課題になっている。このため、権利者IDの共通化により権利者への許諾手続きが大きく効率化することが期待される。
- また、コンテンツ情報に関しても、コンテンツの特定や、出演者・主題歌など多様な関連情報を取得するために共通的なIDが有効と考えられている。

## ID利用に関するニーズ

### 権利者IDの共通化に対するニーズ

#### 権利者情報:

- 利用許諾のため、権利者特定や権利委託先権利団体を調べるニーズが強い
- 作品利用に基づく使用料分配のニーズもある
- 個人情報自体は公表せず、権利団体等における窓口処理が望まれる

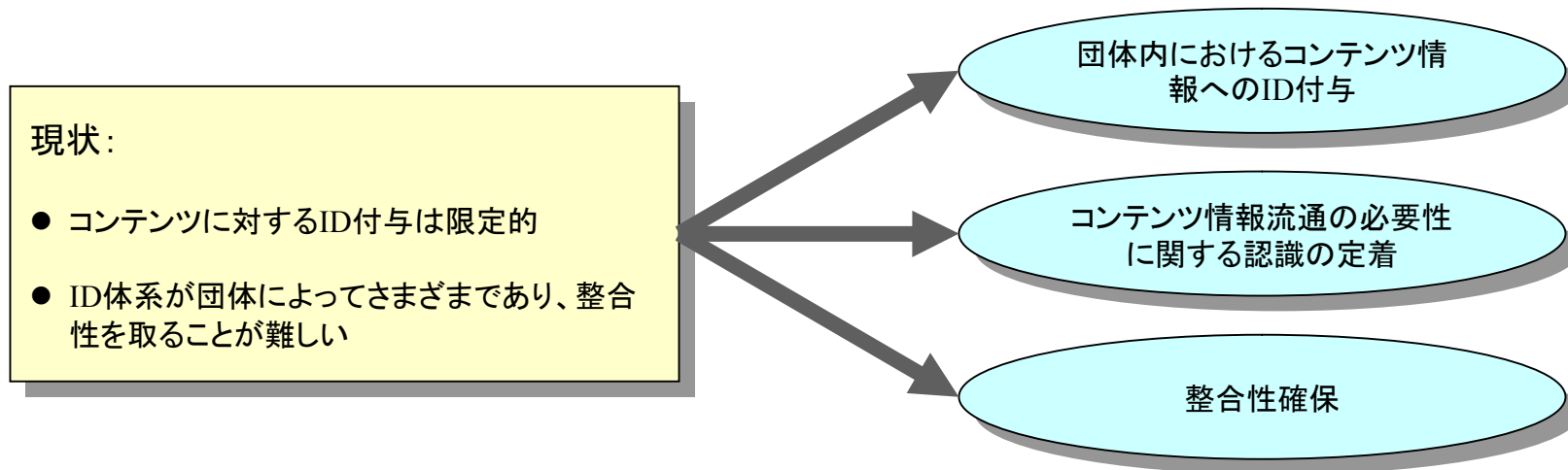
### コンテンツIDの共通化に対するニーズ

#### コンテンツ情報:

- コンテンツの特定(どのコンテンツホルダーが持っているか等)
- 多様な付加情報の取得

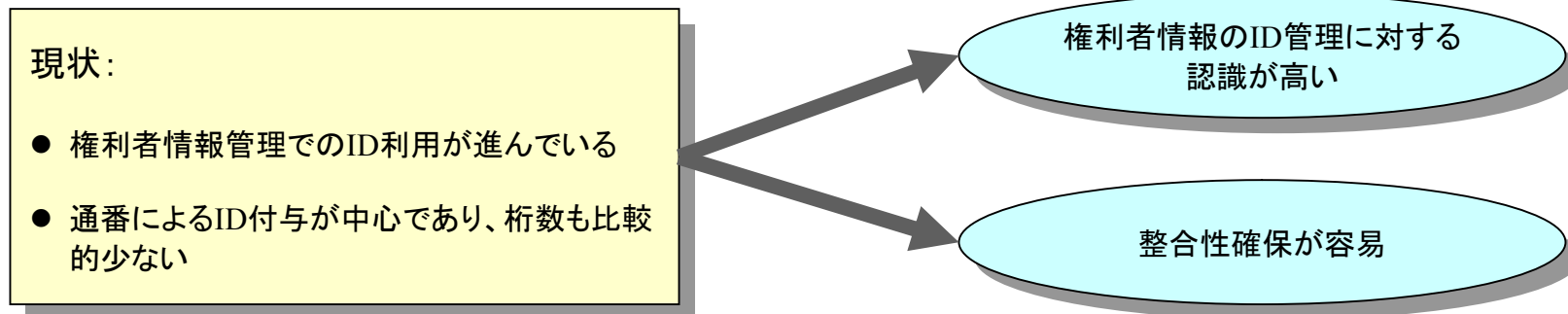
## 既存ID体系をベースとしたID共通化の実現性(1)コンテンツ情報

- すでにコンテンツ情報にIDを付与して管理している団体は5団体であり、コンテンツ情報のID管理はあまり進んでいないと言える。
- このため、コンテンツに対して共通IDを付与していくためには、まずコンテンツホルダーによる、共通プラットフォームとしてのコンテンツ情報のID管理を進めていくことからはじめていくことが必要となり、一定の時間がかかることが想定される。



## 既存ID体系をベースとしたID共通化の実現性(2) 権利者情報

- 一方権利者情報の管理では、すでに11団体がIDを利用している。この権利者管理用のIDでは、一部団体を除いて通番管理をしていることが一般的であり、桁数も比較的少ない。
- このため、既存の権利者IDに団体を特定するための情報を付与することにより、比較的容易に権利者IDの共通化を図っていくことが可能と考えられる。



# 権利者ID共通化の考え方

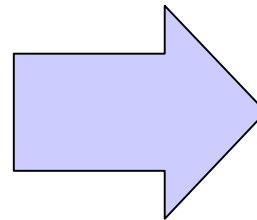
- 権利者の多くは権利団体に所属しており、権利処理においても権利団体が窓口となることが想定される。
- また権利団体の中でも権利者管理のためのIDを利用していることが多いため、新たにIDを導入することはシステムの改造や管理体系の変更など困難が大きい。このため、権利者ID共通化の実現に当たっては既存のID体系を最大限活用することが求められる。

## 権利者ID共通化の考え方

● 各権利団体が付与している既存IDを利用する

● 権利者IDとして、所属権利団体を示す情報を含む

- 既存権利団体を、権利者へのアクセスのために最大限活用する
- 権利者IDから、権利種別が分かる



● 同一権利者が複数の権利団体に所属している場合は、複数の権利者IDを持つ

● 複数IDを持つ権利者がどのIDを利用するかは、権利者本人の判断に任される

## 権利者ID共通化のメリット・デメリット

---

- 「権利団体ID+団体内ID」の形式で権利者IDを共通化することにより、いくつかのメリット・デメリットがある。
- 特にデメリットに関しては、実運用に向けて方針や対策を検討しておくことが望ましい。

### メリット

- IDを目で見て所属団体を判断できる
- 権利団体内での管理方法を変更しなくてよい
- 権利団体内の分配情報等と紐付けることにより、複数の分配を一元的に管理することができる

### デメリット

- 権利者が所属団体を移動した際のメンテナンスが必要
- 複数団体に所属し、複数IDを持つ権利者のコード管理の仕組みが必要

---

### 3. 権利者IDの検討例



## 権利者ID体系の検討例

---

- 既存権利団体のIDを生かした共通ID体系として、「権利団体ID+団体内ID」のような形式で検討を行なう。
- 共通IDを「権利団体ID+団体内ID」とすることにより、すでに付与されている権利団体のIDとの整合性確保や、問合せ先特定が容易になるといったメリットがある。

「権利団体ID+団体内ID」

(例) HJPI320100000111

- 権利者が所属する権利団体が付与しているIDと整合性を持つ
- 権利者IDから、所属権利団体がわかる
- 権利者IDから、権利種別が分かる

## 権利者IDの検討(1)

- 以下に、権利ジャンル+団体IDによる共通検討案を示す。
- 本ID体系はすでに写真・美術分野の権利団体で用いられており、国際標準化されているIDを除き、現在権利団体で付与されているIDをそのまま用いることができる。

ジャンル		ID検討案(団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル1> 文芸・脚本	文芸	HJPO1～	日本文藝家協会	
	脚本・シナリオ		(協)日本脚本家連盟 (協)日本シナリオ作家協会	
<ジャンル2> 音楽	著作者 (作詞・作曲)	HJPO2～	(社)日本音楽著作権協会 (社)音楽出版社協会 (株)イーライセンス (株)JRC など	JASRAC MPA
	製作者・制作者 (プロデューサー・原盤 出資)		(社)日本レコード協会 (社)音楽出版社協会 など	RIAJ MPA

## 権利者IDの共通付与案(2)

ジャンル		ID付与案(団体ID部分)	関連団体	
＜ジャンル3＞ 静止画	美術	HJPO3101	(社)日本美術家連盟	美連
	写真	HJPO3200 HJPO3201 HJPO3202 HJPO3203 HJPO3204 HJPO3205 HJPO3206 HJPO3207	※ (有中)日本写真著作権協会 (社)日本写真家協会 (社)広告写真家協会 (社)日本写真文化協会 全日本写真連盟 日本肖像写真家協会 日本写真作家協会 (社)日本婚礼写真協会	JPCA JPS APA 文協 全日写連 日肖写 JPA 婚写協
	グラフィック	HJPO3301 HJPO3302 HJPO3303 HJPO3304 HJPO3305 HJPO3306	※ 日本美術著作権連合 (社)日本グラフィックデザイナー協会 日本理科美術協会 日本出版美術家協会 日本図書設計家協会 東京イラストレーターズソサエティ 日本児童出版美術家連盟	JAGDA 理科美 JPAL 図書設計 TIS 童美連
	漫画			

## 権利者IDの共通付与案(3)

ジャンル		ID付与案(団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル4> 動画	製作者・制作者	HJPO4～	(社)日本映画製作者連盟 日本放送協会 (社)日本民間放送連盟 (社)日本映像ソフト協会	映連 NHK 民放連 JVA
	制作技能 監督・撮影・照明・美術 編集・スクリプター・録音		日本映画TVプロデューサー協会 日本映画製作者協会	ANPA
(社)全日本テレビ番組製作者連盟			ATP	
(有中)日本動画協会			AJA	
※ 映像職能連合 (協)日本映画監督協会 日本映画撮影監督協会 (協)日本映画・テレビ美術監督協会 (協)日本映画・テレビ録音協会 (協)日本映画・テレビ編集協会 (協)日本映画・テレビスクリプター協会 (協)日本映画・テレビ照明協会				

## 権利者IDの共通付与案(4)

ジャンル		ID付与案(団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル5> 実演	実演	HJPO5~	日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター (社)日本音楽事業者協会 (社)音楽制作者連盟	芸団協 CPRA JAME FMP
	音楽実演		演奏家権利処理合同機構	MPN
	映像実演		映像実演権利者合同機構	PRE
	音声実演		(有中)日本音声製作者連盟	JAPA
<ジャンル6> メディア・広告	新聞	HJPO6~	(社)日本新聞協会	
	書籍・雑誌		(社)日本書籍出版協会 (社)日本雑誌協会	書協
	放送		日本放送協会 (社)日本民間放送連盟 (社)日本ケーブルテレビ連盟 (社)衛星放送協会	NHK 民放連
	広告		(社)日本広告主協会 (社)日本広告業協会	

## 権利者IDの共通付与案(5)

ジャンル		ID付与案(団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル7> 制作支援	静止画	HJPO7~	(社)日本印刷産業連合会	日印産連
	音楽		日本音楽スタジオ協会 日本ミキサー協会 音楽事業者連盟	JAPRS JAREC 音事連
	映像		(社)日本ポストプロダクション協会	JPPA
	実演		日本芸能マネージメント事業者協会	
<ジャンル8> プログラム	全般	HJPO8~	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (財)デジタルコンテンツ協会 (社)デジタルメディア協会 (財)データベース振興センター	ACCS DCAJ AMD
	ゲーム		(社)コンピュータエンターテインメント協会	CESA
	出版		日本電子出版協会	JEPA
	音楽		(社)音楽電子事業協会	AMEI
	技術標準		(社)電子情報技術産業協会 CDs21ソリューションズ	JEITA

---

## 4. 提 言

## ID化に関する提言

---

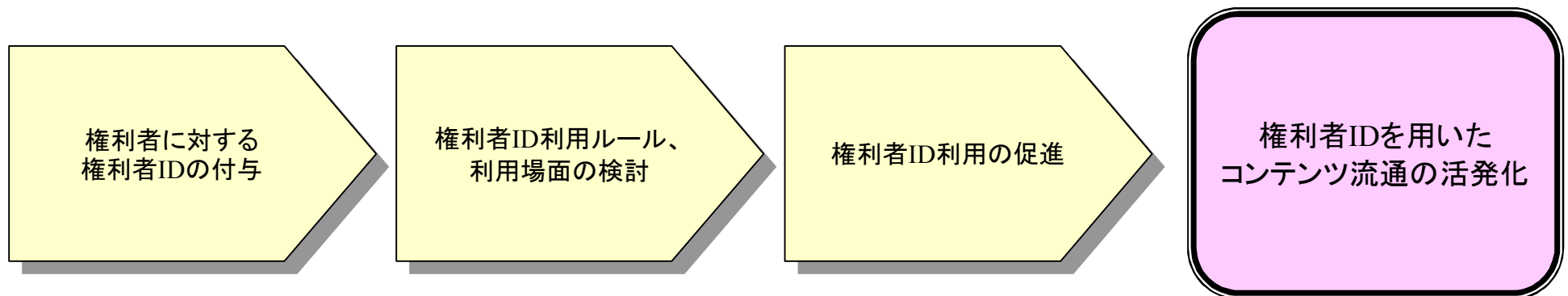
- 各権利者およびコンテンツホルダーは、コンテンツ流通を促進するために、コンテンツおよび権利者情報のDB化(ID付与前提)が必要であること。
- IDの体系は標準化をするのではなく、各団体等の用いているものをそのまま使うこと。
- そのうえで、権利者、コンテンツホルダー、利用者等が情報を共有し、スムーズな流通ができるための工夫が必要であること。



## 権利者IDの普及に向けて

---

- 著作権者等の権利者に対して付与された権利者IDを用いた情報活用、あるいは権利処理が定着していくことが、権利者IDの目標となる。
- このためには、権利者ID利用のための基盤作りを進めていくことが必要となってくる。例えばデジタル化されたコンテンツに権利者IDを付与することにより権利者へのアクセスを容易にしたり、権利者が他の事業者に作品を提供したり、コンテンツ制作に参加する際に、相手事業者に対して自分のIDを通知するなどの仕組み定着が求められる。

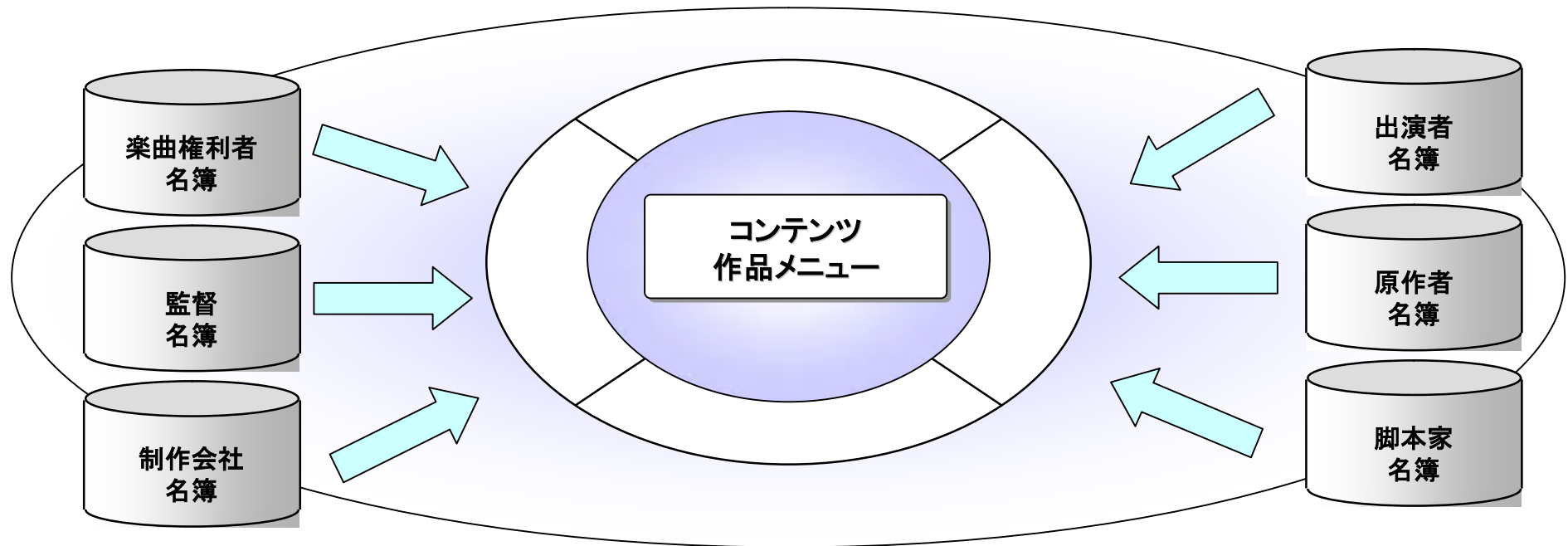


## 将来展望：団体名簿と作品メニューの整備

### <品揃えメニューと名簿>

コンテンツホルダーの役割 作品メニューの充実、正確なメニューの用意

権利者の役割 → 作品メニューにぶら下る名簿の充実、正確な名簿の提供



信頼できる団体内の名簿の存在・蓄積が作品メニュー作りと連携する